令和８年度射水市福祉有償運送運営協議会

日　時：令和８年１０月７日（水）
　　午後１時３０分～２時３０分
場　所：射水市役所本庁舎３階　３０２会議室

《 次 第 》

１　開会

２　委嘱状交付

３　あいさつ

４　会長及び副会長の選出

５　報告事項
（１） 射水市福祉有償運送の経過及び障がい者・要介護高齢者の現状　資料１

（２） 令和７年度特定非営利活動法人ふらっと福祉有償運送実施状況　資料２

６　その他

７　閉会

《参考資料》
・委員名簿
・射水市福祉有償運送運営協議会条例
・射水市福祉有償運送実施要綱

資料１

１　射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

（１）　射水市福祉有償運送の経過

特定非利活動法人ふらっとについては、平成１７年８月に小杉町福祉有償運送等運営協議会で合意を得られた後、同年１０月１２日付けで福祉有償運送が許可された。

令和７年度の第１９回協議会において７回目の登録更新について合意を得て、令和１０年１０月１１日までの登録となっている。（登録内容は北陸信越運輸局富山運輸支局のホームページにおいて自家用有償旅客運送者登録簿で公表されている。）

これまで、運送に係る対価の改正や発着地の変更等について承認され、知的障がい者にとってより移動しやすい環境や福祉有償運送の体制が整備されてきた。

月　　日	経　　過
平成１７年　８月　８日	小杉町福祉有償運送等運営協議会委員委嘱 第１回小杉町福祉有償運送等運営協議会
平成１７年　８月２９日	第２回小杉町福祉有償運送等運営協議会
平成１７年１０月　７日	ＮＰＯふらっと有償運送許可申請書提出
平成１７年１０月１２日	ＮＰＯふらっと有償運送許可 （期間：平成１９年１０月１１日まで）
平成１７年１１月　１日	射水市発足、運営協議会設置要綱施行
平成１８年　１月　５日	ＮＰＯふらっと福祉有償運送事業開始
平成１９年　２月　５日	ＮＰＯふらっと有償運送登録 （登録有効期間：平成１９年１０月１１日）
平成１９年　３月１４日	第１回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成１９年１０月　１日	ＮＰＯふらっと有償運送登録(更新) （登録有効期間：平成２２年１０月１１日）
平成２０年　６月　４日	第２回射水市福祉有償運送等運営協議会 （委員委嘱：平成２２年３月３１日まで） ・協議事項：運送に係る対価の改正について ・報告事項：車両の増車について
平成２１年　６月１７日	第３回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成２２年　６月２９日	第４回射水市福祉有償運送等運営協議会 （委員委嘱：平成２４年３月３１日まで） ・協議事項：更新登録について
平成２２年１０月　７日	ＮＰＯふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：平成２５年１０月１１日）
平成２３年　６月２８日	第５回射水市福祉有償運送等運営協議会 ・協議事項：複数運送について ・報告事項：福祉有償運送運転者講習受講者報告

月　　日	経　　過
平成２４年　６月２７日	第６回射水市福祉有償運送等運営協議会 （委員委嘱：平成２６年３月３１日まで） ・協議事項：発着地等について
平成２５年　６月２５日	第７回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成２５年１０月　１日	ＮＰＯふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：平成２８年１０月１１日）
平成２６年　６月１０日	第８回射水市福祉有償運送等運営協議会 （委員委嘱：平成２８年３月３１日まで）
平成２７年　７月　７日	第９回射水市福祉有償運送運営協議会 ・協議事項：セダン型（ワンボックス型）について
平成２８年　９月２３日	第１０回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：平成３０年３月３１日まで） 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：平成３１年１０月１１日）
平成３０年　３月２３日	第１１回射水市福祉有償運送運営協議会
平成３０年１０月　３日	第１２回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：平成３２年３月３１日まで） ・協議事項：登録車両台数について（３台→４台）
令和　元年　９月　４日	第１３回射水市福祉有償運送運営協議会 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：令和４年１０月１１日）
令和　２年１０月１２日	第１４回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：令和４年３月３１日まで）
令和　３年１１月　８日	第１５回射水市福祉有償運送運営協議会
令和　４年１０月　７日	第１６回射水市福祉有償運送運営協議会（書面開催） （委員委嘱：令和６年３月３１日まで） 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：令和７年１０月１１日）
令和　５年１１月２２日	第１７回射水市福祉有償運送運営協議会
令和　６年　８月２８日	第１８回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：令和８年３月３１日まで）
令和　７年　９月３０日	第１９回射水市福祉有償運送運営協議会 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：令和１０年１０月１１日）
令和　８年１０月　７日	第２０回射水市福祉有償運送運営協議会

(2)障がい者・要介護高齢者の現状

ア　人口及び障がい者の推移（人）　　各年４月１日現在

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総人口	92,689	92,130	91,455	91,067	90,669	89,836	89,090
身体障がい者	3,492	3,429	3,346	3,288	3,185	3,099	3,133
知的障がい者	705	719	733	757	686	799	831
精神障がい者	586	600	709	737	791	823	879
合計	4,783	4,748	4,788	4,782	4,662	4,721	4,843

※総人口に占める割合‥‥　5.4%

イ　身体障害者手帳交付者数（人）　　令和8年4月1日現在

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	47	55	7	17	20	11	157
聴覚機能障害	21	70	52	53	1	160	357
平衡機能障害	0	0	3	0	2	0	5
音声・言語・咀嚼機能障害	2	1	13	19	0	0	35
肢体不自由	282	295	276	357	106	64	1,380
心臓機能障害	317	12	268	188	0	0	785
腎臓機能障害	184	2	13	1	0	0	200
呼吸器機能障害	6	0	20	7	0	0	33
膀胱・直腸機能障害	1	0	7	149	0	0	157
小腸機能障害	0	0	0	1	0	0	1
肝機能障害	12	2	2	1	0	0	17
その他内部障害	2	2	2	0	0	0	6
合計	874	439	663	793	129	235	3,133

ウ　療育手帳交付者（人）　　令和8年4月1日現在

障害区分	A（重度）	B（中・軽度）	合計
	284	547	831

エ　精神保健福祉手帳交付者（人）　令和8年4月1日現在

障害区分	1級	2級	3級	合計
	59	526	294	879

オ　介護保険認定者数（人）　　令和8年3月31日現在

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人数	653	610	1,167	962	903	856	479	5,630

カ　射水市福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付者（人）

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
身体障がい者	278	267	258	261	264	261	256	272
知的障がい者	54	47	48	43	51	49	49	48
精神障がい者	7	6	6	8	12	11	11	12
合計	339	320	312	312	327	321	316	332

※令和7年度の内訳について、タクシー券112人、ガソリン券220人

キ　射水市高齢者等車いす対応タクシー券の利用者（実人数）

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数	247	255	272	310	314	332	361	339

ク　移送サービス事業利用者（人）

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
延べ利用者数	1,198	1,054	1,045	1,114	1,150	1,072	1,008	1,080

※令和7年度については、月平均90人の利用実績

【制度の概要】

○射水市福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券の交付

対象者	当該年度の４月１日現在、射水市に住所がある次のいずれかの手帳所持者 ・身体障害者手帳１・2級 ・療育手帳Ａ ・精神障害者保健福祉手帳1級
内　容	福祉タクシー利用券　年間6,000円（100円券12枚、400円券12枚）又は 福祉ガソリン給油券　年間3,000円（1,000円券3枚）
制　限	※「高齢者等車いす対応タクシー券」、「移送サービス事業」、「射水市心身障がい児通園通院等介護助成金」を受けている方は対象外

○射水市高齢者等車いす対応タクシー券の交付

対象者	外出時に車いす又はストレッチャーを利用している在宅の要介護高齢者
内　容	500円券を１か月当たり６枚　（年間72枚）
制　限	※　介護保険の利用者負担割合が２割以上の方は対象外 ※「射水市福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券」、「移送サービス事業」を受けている方は対象外

○移送サービス事業

対象者	市内に居住し、通院時等に公共交通機関等を利用することが困難で、かつ、家族等による送迎が困難な者で、次のいずれかに該当する者 ①　身体障害者手帳１・2級 ②　療育手帳Ａ・Ｂ ③　精神障害者保健福祉手帳１・2級 ④　要介護1以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯
内　容	医療機関の通院等に係る送迎サービス ・射水市、高岡市及び富山市（片道概ね20㎞以内） ・月４回（片道１回）まで
利用料	タクシー乗車料金の概ね1割
制　限	※　介護保険の利用者負担割合が２割以上の方は対象外

【参考】

一般タクシー等の事業者数等

営業区域		事業者数	車両数	備考
高岡氷見交通圏	一般タクシー事業者	6者	150両	うち、射水市所在の事業者2者
富山県内	福祉限定事業者	6者	11両	射水市所在の事業者

ア　人口及び障がい者の推移

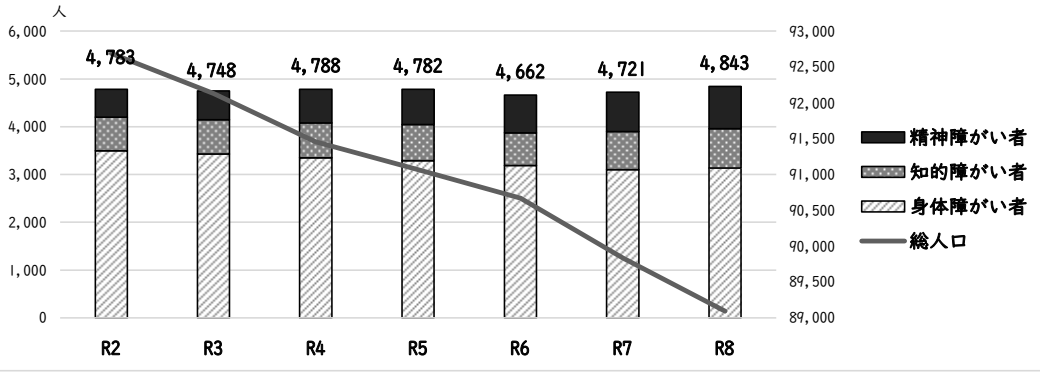

イ　身体障がい者手帳交付者数（部位別）

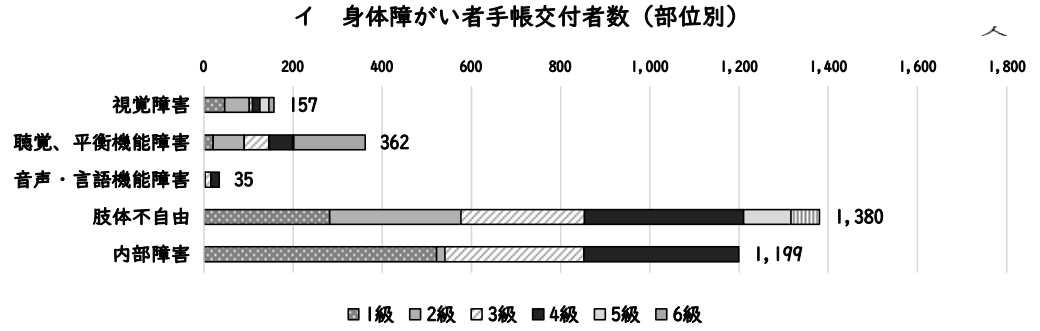

イ～エ　障がい者手帳交付者数（等級別）

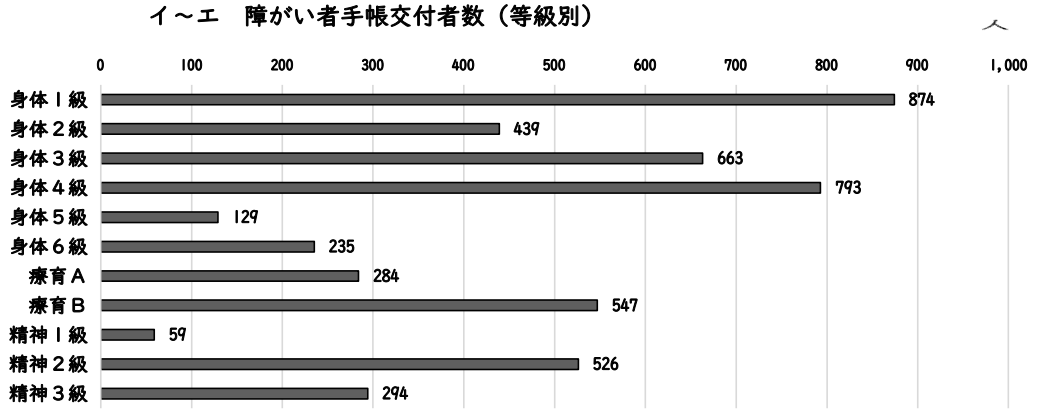

オ　介護保険認定者数

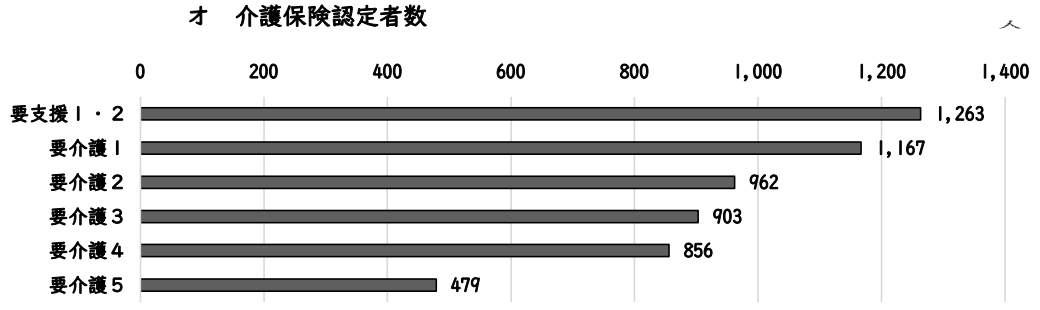

カ　福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券交付者

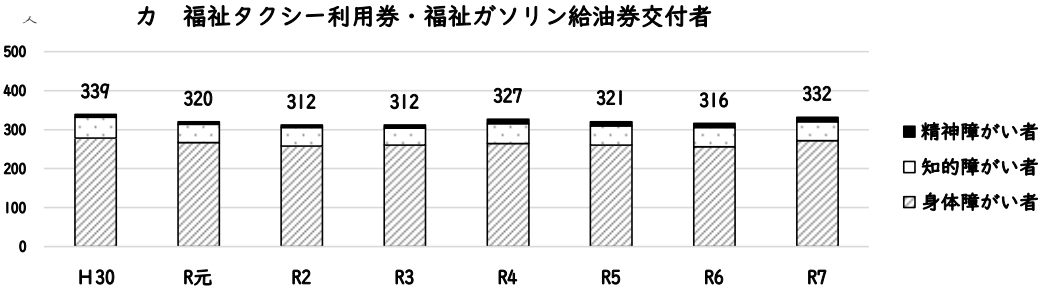

キ 高齢者等車いす対応タクシー券利用者

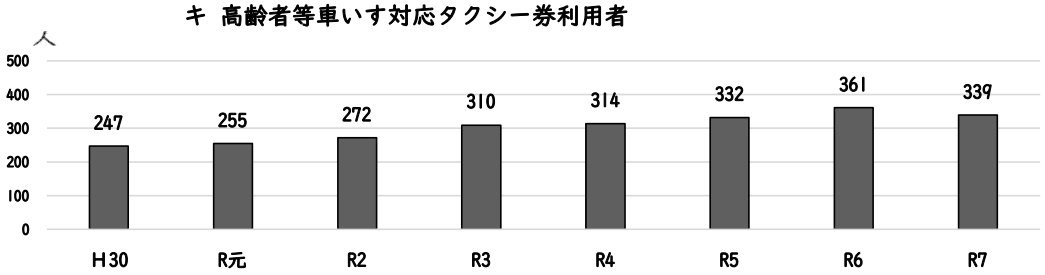

ク 移送サービス事業利用者

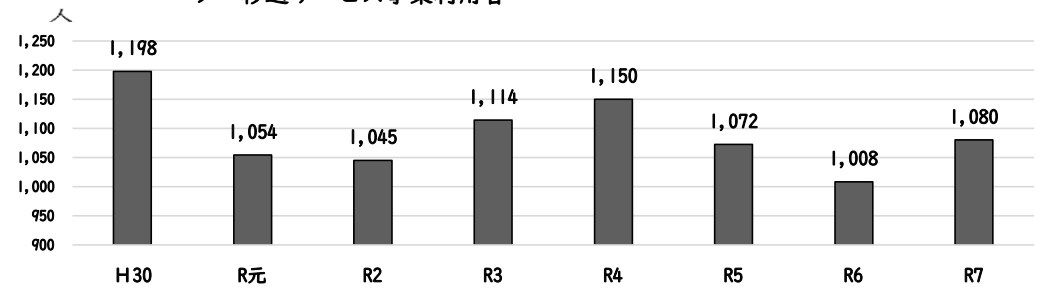

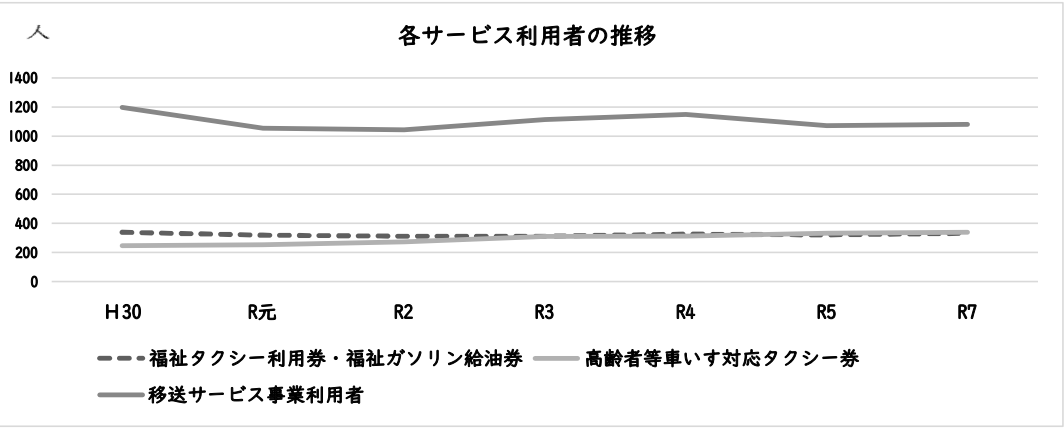

資料2

令和7年度 特定非営利活動法人ふらっと 福祉有償運送実施状況

1 会員登録状況

会員登録状況については、前年度より若干増加している。市全体の療育手帳所持者831人に対し、登録者の割合は7.3%となっている。

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日　　（人）

市町村	令和7年度登録者	療育手帳所持者及び知的障害に準じる者	令和6年度登録者	令和5年度登録者
射水市	61	61	55	53
高岡市	11	11	10	10
富山市	10	10	10	10
砺波市	1	1	1	1
合計	83	83	76	74

2 サービス実施状況

令和7年度の利用件数、距離数、利用料は、前年度に比べ減少している。

	件数	距離（Km）	利用料（円）	主な運送先
令和7年4月	58	446	38,400	・利用者自宅
5月	71	573	45,200	・しらとり支援学校
6月	60	482	42,000	・富山総合支援学校
7月	56	442	36,400	・富山聴覚総合支援学校
8月	40	297	27,600	・伝五郎(高岡支援学校通学バス停)
9月	61	502	39,600	他
10月	59	510	40,000	
11月	48	381	29,200	
12月	51	404	32,000	
令和8年1月	52	430	34,400	
2月	49	373	31,200	
3月	50	387	32,800	
合計	655	5,227	428,800	
（参考）				
令和6年度実績	845	7,264	583,200	
令和5年度実績	793	6,553	520,800	
令和4年度実績	871	6,776	556,400	

3 経費報告書

令和6年度に使用した車両は3台だが福祉有償運送のみの利用ではないため、ガソリン代や保険等の経費は利用者の割合により1/2として計上している。
利用料収入で不足する費用約26万円は自主財源で補填している。

■ 収入の部

（円）

項目	金額	内訳
利用料収入	428,800	令和7年度実績のとおり
補填金	261,671	ふらっとの自主財源 （参考：令和6年度補填金 194,001円）
合計	690,471	

■支出の部

（円）

項目	金額	内訳		
ガソリン代	338,371	ヴォクシー	222,320 × 1／2 =	111,160
		シエンタ	201,412 × 1／2 =	100,706
		エスクァイア	253,010 × 1／2 =	126,505
車両保険	201,120	ヴォクシー	95,280 × 1／2 =	47,640
		シエンタ	138,480 × 1／2 =	69,240
		エスクァイア	168,480 × 1／2 =	84,240
メンテナンス料	150,980	ヴォクシー	修理等 125,000 × 1／2 =	62,500
		シエンタ	修理等 21,859 × 1／2 =	10,930
		エスクァイア	修理等 155,100 × 1／2 =	77,550
合計	690,471			

4 報告事項

■交通事故の有無

福祉有償運送業務中に交通事故は発生していない。

■苦情の有無

福祉有償運送に関する苦情の申し立てはない。

5 自主点検シート

射水市福祉有償運送実施要綱等に基づき、運送事業にかかる実施体制等を自主点検した結果について報告します。なお、不備等が認められた場合は、速やかに改善します。

事業所 特定非営利活動法人ふらっと

代表者 宮袋 季美

運送区域	発地又は着地が射水市内である		は い ・ いいえ
車両	タイプ	車椅子又はストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車	3 台 車検期限：令和9年10月30日（ヴォクシー） 車検期限：令和10年7月25日（シエンタ） 車検期限：令和10年3月16日（エスクァイア）
		回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車	＿＿台 車検期限：令和 年 月 日
		セダン型（ワンボックス型）	＿＿台 車検期限：令和 年 月 日
	車両内に運転者の氏名、自動車の登録番号を利用者が見やすい場所に掲示しているか		は い ・ いいえ
	車両の両側面に事業所名及び福祉有償運送用の車両であることを表示しているか		は い ・ いいえ
	対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入しているか		は い ・ いいえ
	車両の日常点検実施の有無 （運転者等の目視による異常個所の検知、早期発見）		有 ・ 無
運転者	人数 22 人 （内訳 社会福祉士 7 名、介護福祉士 8 名、ヘルパー2級 2 名、その他 8 名）		
	運転者名簿を備えている		は い ・ いいえ
	福祉有償運送運転者講習等の受講の有無		有 ・ 無
	安全運転等にかかる教育・指導等の実施 （個人情報等の守秘義務を含む。）		は い ・ いいえ
利用者	会員登録簿を備えている		は い ・ いいえ
	利用者の療育手帳の写しを備えている		は い ・ いいえ
	名簿や写しは最新の状態か		は い ・ いいえ
その他	運転日報の作成の有無		有 ・ 無
	事故発生時等の連絡体制		有 ・ 無
	利用者からの苦情処理体制		有 ・ 無

6　ローカルルール

No.	項目	国のガイドライン（道路運送法、道路運送法施行規則、通達）	射水市福祉有償運送実施要綱	備　　考
1	運転者の要件	第一種運転免許を受けている者でセダン型車両を使用する場合は、次の要件のいずれかを備える者とすること。 イ．介護福祉士 ロ．国土交通大臣が認定するセダン等運転講習を修了していること。 ハ．（社）全国乗用自動車連合会等が行う、ケア輸送サービス従事者研修を終了していること。 ニ．訪問介護員など		1回以上運転者講習を受講している。 （2年に1回の義務付けはないが、自主的に行うことは妨げない。）
2	車両	乗車定員11人未満の寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等。 ただし、セダン型を使用する場合は、運転者その他の乗務員に訪問介護員等の必要な要件を備えさせる。	第８条 (1)車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車 (2)回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車 (3)セダン型(ワンボックス型)	平成27年度協議会でセダン型（ワンボックス型）の追加承認 （H27.7.23施行）
3	運送しようとする旅客の範囲	①身体障害者福祉法に規定する身体障害者 ②介護保険法に規定する要介護認定を受けている者 ③介護保険法に規定する要支援認定を受けている者 ④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者	第３条 射水市内及びその周辺に居住する療育手帳保持者(児）又は療育手帳交付該当者に準じる者（児）であらかじめ登録した会員及びその付添人とする。	
4	協議会	運営協議会の議決方法を定めること。（全会一致、多数決等、方法について決まりはない。） 運営協議会は公開で行うこと（議事概要の公開でも可）。	協議が整わなかった場合の対応については、射水市福祉有償運送運営協議会条例で規定している。 （第４条第４項　会長は、福祉有償運送の必要性等の協議において、協議が整わなかった場合の調整を行う委員をあらかじめ指名する。）	協議会資料及び議事録をＨＰで公開
5	運送の対価	運送の対価は、原則として、イ．距離制、ロ．時間制、ハ．定額制から選択する。 運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた対価を設定できる。 対価の水準の目安 イ．タクシー運賃の約８割 （令和5年12月28日通達改正） ロ．運送の対価以外の対価は、実費の範囲内 ハ．利用者間の公平を失するような対価の設定となっていない等	第13条 距離５キロメートルごとにつき400円とする。	平成20年度協議会で対価の変更承認 （H30.6.1施行）

※ローカルルールが解消されたもの

		国のガイドライン（道路運送法、道路運送法施行規則、通達）	射水市福祉有償運送実施要綱	備　　考
	運送の区域	発地又は着地が運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域	第７条 運送の発地又は着地が「射水市内」にあること	平成25年度協議会で、発着地「ふらっと」⇒「射水市内」に変更承認 （H25.10.12施行）

参考
運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について
（平成21年５月21日国自旅第34号自動車交通局旅客課長通達より）

１．運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。

２．しかしながら、例えば、
① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。

３．このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時・適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

４．また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。